

## 原子力災害避難計画

### 第1 目的

この計画は、京都市地域防災計画原子力災害対策編（以下「原子力災害対策編」という。）第1章第6節に定める緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内における屋内退避、避難又は一時移転（以下「避難等」という。）のために必要な事項を定めるものである。

なお、この計画はUPZ内を対象としたものであるが、原子力災害対策編が想定する以外の原子力発電所事故又は地域についても、必要に応じ、この計画に準じるものとする。

### 第2 避難等の実施区分

避難等の実施区分は、次のとおりとする。

#### 1 屋内退避

放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽するため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

- ・ PAZにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

前記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

（出典：原子力災害対策指針）

#### 2 避難又は一時移転

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講ずるべきである。

- ・ PAZにおいては、原則として施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を即時に実施しなければならない。
- ・ UPZにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・ UPZ外においては、放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

前記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない。

また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に屋内退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

(出典：原子力災害対策指針)

### 第3 避難等の指示等の判断基準

避難等の指示等の判断基準は、次のとおりとする。

#### 1 屋内退避

大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合

- (1) EALに基づく全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出した場合（緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合）
- (2) その他京都市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

#### 2 避難又は一時移転

大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合

- (1) 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難指示等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合
- (2) 国及び京都府と連携し、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合
- (3) その他本部長が必要と認めた場合

### 第4 避難等の実施

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関と連携して対応する。

#### 1 屋内退避

##### (1) 情報伝達の実施

ア 国の災害対策本部長（内閣総理大臣）が、屋内退避の指示等を実施することとした場合は、ただちにUPZ内の住民をはじめ該当地域内にある者（以下「住民等」という。）に対する屋内退避の指示等を行うとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避の指示等を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。さらに、自衛隊、京都府警察本部等の関係機関に指示等の内容を伝達し、必要に応じ協力を要請する。

イ 各部及び避難対象区域を含む区の区災害対策本部（以下「区本部」という。）は、次の事項

を実施する。

(ア) 総合企画部

- a 新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関に対して、屋内退避の指示等を行った旨を連絡するとともに、報道について協力を依頼する。
- b インターネット等の情報通信手段により、屋内退避の指示等の内容を広報する。

(イ) 区本部

- a 電話等により、住民等に対し屋内退避の指示等の内容を伝達する。
- b 関係する自主防災組織に対し、屋内退避の指示等の内容を伝達するとともに、住民等への伝達を要請する。
- c 公用車両等により、住民等に対し屋内退避の指示等の内容を伝達する。

(ウ) 消防部

- a 消防車両、ヘリコプター等により、住民等に対し屋内退避の指示等の内容を伝達する。
- b 特に、屋外で活動している区域内の林業従事者や観光客等の一時滞在者に対しては、ヘリコプターを活用し上空からの伝達を重点的に行うとともに、屋内退避の方法について必要な情報伝達を行う。

(2) 避難時集合場所の開設準備

屋内退避の対象区域を含む区の区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、事態の進展に伴う避難及び一時移転の指示等に備えるという観点から、必要に応じ、原則として市地域防災計画資料編「資料2-3-6-1」に定める避難所（以下「避難所」という。）又はあらかじめ指定した施設の中から、避難及び一時移転をするために一時的に集合する場所（以下「避難時集合場所」という。）を開設するための準備を開始する。【別紙】

(3) 屋内退避の指示等を行う際の住民等への指導事項は、次のとおりとする。

- ア 自宅、職場、最寄りの公共施設等の建物（コンクリート建物であることが望ましい。）内に退避すること。
- イ 外から建物内に退避したときは顔や手足を洗い、うがいをすること。
- ウ 窓、扉等すべての開口部を閉鎖すること。
- エ 外気を取り入れるような換気扇などは停止すること。
- オ 指示があるまで外出しないこと。
- カ できる限り窓際を離れ、屋内の中央にとどまること。
- キ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等により正しい情報を得て、デマや風評に惑わされないよう努めること。
- ク 地域生産物（放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。）の摂取をしないこと。
- ケ 屋内退避を要する区域外にある者は、当該区域に立ち入らないこと。

## 2 避難又は一時移転

(1) 情報伝達の実施

情報伝達の実施要領は、前1(1)に準じるものとする。この場合、「屋内退避」は「避難又は一時移転」に読み替えるものとする。

(2) 避難時集合場所の開設

避難又は一時移転の対象区域を含む区の区本部長は、ただちに避難時集合場所を開設する。

【別紙】

(3) 避難者の受入れ、避難状況の把握等

区本部長は、開設する避難時集合場所ごとに避難誘導責任者を指名し、次の措置をとらせる。

- ア 開設しようとする避難時集合場所へ赴き、避難時集合場所の所有者、管理者又は占有者の協力を得て避難時集合場所を開設するとともに、避難時集合場所としての使用の可否を確認

し、その結果を区本部長に報告する。

イ 地元自治会等の協力を得て、避難を要する者（以下「避難者」という。）を把握するとともに、要配慮者（高齢者、乳幼児、身体障害者、知的障害者、病人、妊婦、日本語がわからない外国人など災害に対して迅速に必要な情報を得たり、行動をとることが困難な者で、災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の状況を把握し、必要な措置をとる。

ウ 市本部及び区本部との情報伝達手段を確保するとともに、緊密な連携をとり、災害状況の把握に努める。

エ 避難者のスムーズな受入れを行うとともに、把握した避難者の避難状況を確認するよう努める。

オ 受け入れた避難者の状況を把握し、区本部に報告する。

カ 避難者の集合状況を把握するため、「避難者名簿」を作成し、管理する。

キ 受け入れた避難者に対し、正確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、不安の除去及び要望の把握に努める。

ク その他必要な措置を行う。

(4) 自治会等への協力要請

区本部長は、自治会等地域の各種団体に対し、住民相互の避難誘導及び避難誘導責任者が到着するまでの間の避難時集合場所の開設、その他避難者が迅速かつ安全に避難するための協力を要請する。

(5) 避難所の指定、開設指示

本部長は、災害の状況を勘案して、原則として避難所の中から、避難者を収容するための避難所を選定するとともに、関係する区本部長に対し、当該避難所の開設、避難誘導の実施、避難者の受入れ及び避難所の運営等を指示する。

(6) 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営等に係る事項は、京都市地域防災計画一般災害対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難所の開設・運営」に準じるものとする。

(7) 緊急輸送の実施

ア 緊急輸送車両等の手配

本部長は、直ちにUPZごとに緊急輸送に必要な車両及び緊急輸送を行う者（以下「緊急輸送車両等」という。）を手配するとともに、避難者の緊急輸送を依頼する。

緊急輸送車両等の手配要領は、原則として次のとおりとする。

- (ア) UPZ付近にある公用車両を活用する。
- (イ) UPZ付近にある民間事業者等の協力を要請する。
- (ウ) 交通部の保有するバス等を活用する。
- (エ) 京都府バス協会にバス輸送の協力を要請する。

イ 避難経路

避難経路は【別図】のとおりとする。ただし、災害、気象、その他の状況によりこれによりがたい場合は、緊急輸送を行う者が適切に判断する。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

本部長は、京都府等と連携し、避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、その移動先において汚染拡大の防止等のために、避難退域時検査を行い、原子力災害対策指針の定める基準値を超えた場合には簡易除染を行う。

ア 避難退域時検査及び簡易除染場所の設置

本部長は、避難退域時検査及び簡易除染を行う場所を選定するとともに、区本部長及び消防部長に避難退域時検査及び簡易除染の実施を指示する。

避難退域時検査の場所は、原則として避難所に近接する場所に設置する。【別紙】

イ 避難退域時検査の種類

- (ア) 車両の検査

- (イ) 住民等の検査
- (ウ) 携行物品の検査
- (9) 避難及び一時移転の指示等を行う際の住民等への指導事項は、次のとおりとする。
  - ア 速やかに最寄りの避難時集合場所へ集合すること。ただし、時間的猶予又は地理的状況等により避難時集合場所に集合するよりも自ら避難区域外に移動することが合理的である場合は、避難時集合場所に集合することなく、自ら避難すること。
  - イ 避難時集合場所が使用できない場合は、避難時集合場所に集合することなく、緊急輸送車両等が到着するまでの間、コンクリート建屋又は自宅等の屋内で待機するか、もしくは自ら避難すること。
  - ウ 必要に応じ自家用車等を使用するとともに、可能な限り近隣者と乗り合わせることを。
  - エ 地域生産物の摂取をしないこと。
  - オ マスク及び外衣を着用し、素肌の露出をできるかぎり避けること。
  - カ 携行品は最小限にとどめること。
  - キ 自宅、勤務場所等の火気、電気、施設等の状況を確認すること。
  - ク 避難者相互に助け合うとともに、避難誘導責任者、緊急輸送を行う者、区本部管理担当者（市地域防災計画に定める区本部管理担当者をいう。）等の指示に従うこと。
  - ケ 京都市及び京都府等が必要に応じて実施する緊急医療措置及び健康調査等に協力すること。
  - コ 避難対象区域外にある者は、当該区域内に立ち入らないこと。
  - サ 自ら避難した場合は、区本部又は自主防災組織に自らの避難状況を報告すること。
- (10) 避難状況の確認
  - 区本部長は、避難者の避難状況を確認するとともに、避難者に対し必要な情報提供、措置等を行う。

## 第5 安定ヨウ素剤の配布及び服用に係る措置

本部長は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は、独自の判断により、避難等の指示を行った服用対象の住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、原則として医師の関与の下で、適切に服用できるよう措置を講じる。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布、服用の指示を行う。

具体的な手順等については、別に定める「原子力災害時における安定ヨウ素剤の服用実施要領」による。

## 第6 避難等の解除

### 1 屋内退避の指示等の解除

本部長は、屋内退避の指示等を解除したときは、屋内退避指示等の伝達の要領に準じ、屋内退避指示等を解除した旨を伝達する。

### 2 避難及び一時移転の指示等の解除

- (1) 本部長は、避難及び一時移転の指示等を解除したときは、避難及び一時移転の指示等の伝達の要領に準じるとともに、必要に応じ自力での帰宅が困難な避難者を避難時集合場所等へ輸送するための車両を手配し、輸送する。
- (2) 避難所の閉鎖に係る事項は、京都市地域防災計画一般災害対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難所の開設・運営」に準じるものとする。

## 第7 避難マニュアルの作成

### 1 避難マニュアルの作成

この計画に基づく避難等の措置を円滑に実施するために、UPZの各地域においては、それぞれ避難マニュアルを作成する。なお、地域の実情等に応じて、逐次、内容の修正を行う。

### 2 避難マニュアルの作成に係る情報提供等

- (1) 京都市（防災危機管理室）は、避難マニュアルの作成が必要な地域に対し、住民説明会を開催するなど、市の原子力防災対策、避難マニュアル作成の必要性等、必要な情報提供を行う。
- (2) 京都市（区役所・消防署）は、地域が避難マニュアルを作成するに当たり、必要な防災指導を実施する。

### 3 避難マニュアルの内容

避難マニュアルに定める内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 電話連絡網等、緊急時の情報伝達体制に関すること。
- (2) 地域内の要配慮者への援助に関すること。
- (3) 避難時等における自家用車の乗り合い等、住民相互の助け合いに関すること。
- (4) 夜間・休日等、市職員が参集するまでの間の行動に関すること。
- (5) その他地域の実情に照らし必要な事項

### 4 マニュアルに基づく訓練の実施

- (1) 避難マニュアルを作成した地域は、同マニュアルに沿った訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し、改善する。
- (2) 京都市（防災危機管理室・区役所・消防署）は、地域が実施する訓練について積極的な情報提供及び助言を行う。

**別紙**

**避難時集合場所・避難退域時検査場所等**

(世帯数・人口は、令和4年10月1日住民基本台帳による)

行政区	地域	世帯数	人口(人)	避難時集合場所等の名称		避難退域時検査場所等 (所在地)
				所在地	電話番号	
左京区	久多	45	77	久多いきいきセンター		大黒谷キャンプ場 [※1] (久多下の町) 大原小中学校 (京都大原学院) [※4] (大原来迎院町22)
				久多下の町 203	748-2775	
				左京区役所久多出張所		
				久多宮の町 3	748-2020	
	広河原	36	110	元堰源小学校		花背山の家スポーツゾーン [※1] 花背山の家 [※4] (花脊別所399)
				広河原能見町 87	746-0315	
ほんみち京都山林管理事務所						
			広河原杓子屋町 266-1	746-0303		
右京区	京北上弓削町 上川行政区	45	71	元京北第三小学校		京都府立ゼミナールハウス [※2] (下中町鳥谷2) 元京北第三小学校 [※1] [※3] [※4] (上弓削町弾正27)
				上弓削町弾正 27	854-0244	
				弓削自治会館		
				下中町東石原 5	854-0001	

※1 京都市が準備する簡易検査場所候補地

※2 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

※3 京都府立ゼミナールハウスが避難退域時検査場所として開設されない場合等

※4 京都市が準備する避難先候補地



